

第59回NAFSA年次総会参加レポート

教務課大学院係長 長谷川 武史

国際学術戦略本部（OFIAS）事業の一環として、2007年5月27日から6月3日の8日間、アメリカ・ミネソタ州・ミネアポリスのコンベンションセンターにおいて開催された第59回NAFSA年次総会に参加する機会を得ることができた。会期中は、コンベンションセンターを中心に、周辺のホテルも臨時会場となり、様々なイベントが開催されていた。今回、参加したセッションの中から「ボローニャ・プロセス」について、以下報告する。

【ボローニャ・プロセス】

「ボローニャ・プロセス」とは、「ボローニャ宣言」に基づく、ヨーロッパにおける主に教育関係の一連の改革の動きを指す。ヨーロッパの高等教育は、現在、5,600以上の機関と31,000,000人以上の学生を対象に、大きな変化を遂げている。

ヨーロッパの高等教育は、「ボローニャ宣言」に基づき、ヨーロッパ大陸内と大陸外への「人（学生、教員等）の移動性」を高めるため、「高等教育における欧州圏」を構築しようとしている。これは、2010年までに、世界の教育機関がヨーロッパの大学と協力しやすいよう、共通の原理が適用され、より簡単で、比較可能で、透明性のある制度を構築しようとするものである。

また、この改革プロセスは、ヨーロッパにおいて、教育や研究の質を高め、卒業生の雇用の促進を図るといった社会的、経済的な面も目指している。

《そもそもヨーロッパでは、各国が独自の高等教育制度を発展させてきた。学士課程、修士課程を全く用いていない国や、2サイクルの課程を有している国でも、それぞれの国で課程の年数が異なるなど、学位取得にかかる年数が一律でないという状況であった。》

【共通の「高等教育における欧州圏」に向けて】

「ボローニャ・プロセス」は、1999年に始まる。（より正確には、1998年の「ソルボンヌ宣言」が出発点となる。）29ヶ国の教育担当大臣、大学代表者の署名（「ボローニャ宣言」）により、1999年に始まったこのプロセスは、現在46ヶ国に及んでいる。「ボローニャ・プロセス」へは、それぞれの国や高等教育機関が、趣旨に賛同するかどうかを自発的に決定して参加する。法に基づくものや、規則等による義務的なものではない。利害関係者全員（国の行政管理機関、大学、高度高等教育機関、学生、教育の質を保証する関係機関等）が、「ボローニャ・プロセス」における審議に関わりを持ち、決定した事項を履行

することとなる。

改革は、10の項目に基づき行われている。政府や関係機関が現在遂行している段階である。その中でも一番重要なものは、全参加国が、比較可能な3サイクル制（学士、修士、博士）の学位制度に同意することである。

「ボローニャ・プロセス」は、各国の教育システムの調和を目指すものではない。むしろ、それらを結びつける方策を提供するものである。各国、各大学のシステム（文化や言語、使命等において）の多様性を許容する一方、「高等教育における欧州圏」として、高等教育機関相互の透明性を高め、学位や資格、人（学生、教員等）の移動性といった点で、容易になる方策を提供する。

視線はヨーロッパ大陸の外にも向けられ、国際的教育の発展を視野に、地球規模での競争にとどまることも目指している。

【3サイクルの学位制度に基づく、さらなる透明性のあるシステム】

「ボローニャ・プロセス」が始まる前までは、ヨーロッパ各国は、何年もの間、様々なタイプの学位制度を発展させてきた。様々な分野に焦点を定め、様々な修学年数を基に、学生の達成度を評価してきた。ここ最近20年間、ヨーロッパ及び世界各国で留学が増加したことに伴い、学位制度における修学年数を正確に理解するためには、何らかの「トランスレーション」システムがないと難しいということが明らかになってきた。一方で、急速に、学生の国際的移動は広まっているのに対し、ヨーロッパ各国の教育制度は複雑で、外国の学生には魅力的に映らず、ヨーロッパで学修した際に得られるしっかりとしたものもなかった。

「ボローニャ宣言」にて、最初に、基本的な学位である学士課程と修士課程の2つが定義された。現在では全ての参加国が採用している。移行期間中、新旧両方の課程が存在している国もあれば、完全に移行してしまった国もある。ヨーロッパの大学は、現在、この2つの基本的な学修課程の移行期間にあり、各国の事情に基づき、異なるペースで改革が進んでいる。これらの新しい課程により、学位を授与された学生数は、大きく増加している。

典型的には、各々のディシプリンにより、学士課程は180から240のECTS（European Credit Transfer and Accumulation System:欧州単位相互認定制度）の単位が必要であり、修士課程は90から120のECTSの単位が必要である。（最低限で60単位。）このため、学士課程と修士課程は両方とも、各国で修業年数を定義するうえでは融通の利くものとなっている。

「ボローニャ・プロセス」に移行するため、教育システムにかなりの変化を施した参加国も多い。この新しい学位制度を導入した結果、カリキュラムは大きく見直され、学生は今後の期待が持てるようになった。既に半分以上のヨーロッパの大学が、各カリキュラムの見直しを行った。新たな教育の質を生む「ボローニャ・プロセス」は、多くの学生が影響を受けながら、今も進行中である。

3つ目のサイクルである博士課程は、ECTSの単位では定義されていない。しかしながら、現在、それに関して審議中である。

【学生の修学到達度を測る新方策】

3 サイクル制の導入により、参加 46 ヶ国で共通のフレームワークが形成された一方、各国の学位や修学プログラムの多様性は、そのまま残っている。これは、ヨーロッパの高等教育機関の重要な特徴でもある。そのため、国や教育機関の間で、学位の内容を正確に認識できる方法で、学生の修学到達度を測る必要がある。これらは、一般的に受け入れられるもので、かつ信頼できるものでなければならない。

【ディプロマ・サプリメント（学位補遺）】

2005 年より、全ての学位取得者に必ず授与されるものである。ディプロマ（学位）に添えられる、学位の水準を簡単に理解できるように記述されている書面である。学位を授与した高等教育機関の教育内容と結びつけている。学位取得者の、学習内容や学修レベル、学位に前後する修学状況などを記すように、標準的な記載内容を定めている。

これは、オリジナルの学位の内容を証明するものではなく、むしろ、学修上の資格や専門的な知識について、どのような場合でも学位に結びつけて判断できるよう、詳細な情報を付記したものである。

【ECTS（European Credit Transfer and Accumulation System: 欧州単位相互認定制度）と学修成果】

修得単位数を認定する際、ECTS は、カリキュラムの枠組や学修到達度を有効に知るうえで、極めて重要なものである。（アカデミックなものであろうとなかろうと。）このシステムでは、単位数は、学習プログラムの目的を達成するために通常必要とされるトータルを表している。学習プログラムの目的は、得られる能力や成果に関して詳細に記されたものであり、学習時間によるものではない。これにより、全ての学生は、自国であろうと外国であろうと、学習プログラムを簡単に比較でき、結果として、ヨーロッパ内での移動も容易になり、学修上のレベルの認識が簡単にできるようになる。

仕組みの違いにより、学修成果に基づく ECTS の単位を、学習時間に基づく単位数に自動的に変換することはできない。しかしながら、ディプロマ・サプリメントに含まれる情報と、学習プログラムの目的達成で得られた単位数により、学位取得者の到達度を正しく知ることができるため、ヨーロッパの大学で学んだ間、学生がどの程度まで学業を達成したか、有効に知る方法として、体系的に使用できる制度である。

【教育の質の保証】

「ボローニャ・プロセス」は、学位と単位互換制度の共通の枠組みを定義すること以外に、ヨーロッパの大学における教育の質の向上にも寄与するものである。大学とは、第一義的に、教育の質を維持し、向上することに責任を負うものであるが、「ボローニャ・プロセス」が、制度の流れを示しカリキュラムを改革させたため、各大学は管理運営の見直しが必要になり、学習プログラムや教育方法を分析することとなった。

過去 10 年間で同時進行的に、ヨーロッパにおいては国単位で教育の質を保証する制度が急激に発展し、結果として、国の教育の制度として共通に必要なものは、ヨーロッパレベルで定義され、ヨーロッパ全体の教育の質を保証する仕組みが、一貫性を保ちながら向上することとなった。ヨーロッパの基準は、ヨーロッパ内だけでなく、ヨーロッパ外の教育の質の保証までも影響を与えながら発展し、大学や、教育の質を保証する関係機関が利用できる、共通基準項目を提供することとなった。

利害関係者（大学、学生、教育の質を保証する機関、政府）は、全員が、現在審議中の以下の行動計画に同意している。

1. ヨーロッパの教育の質を保証する関係機関は、5年間、周期的に評価され、それに従わなければならない。
2. ヨーロッパの教育の質を保証する関係機関の中から、登録名簿を作成し、専門的で信頼できる機関を容易に認識できるようにする。
3. 登録名簿の中から委員会を設置し、関係する諸機関を名簿登録する際に、是非を判断させる役目を担わせる。
4. 教育の質を保証する関係機関、大学、その他の利害関係者により、2年ごとに会議を開き、最新の状況について審議する。

【「ボローニャ・プロセス」まとめ】

○ 2010年までに変わること

1. 3サイクル制度（学士、修士、博士）に基づく高等教育における欧州圏
全てのヨーロッパの大学は、3サイクル制度に基づく学位を授与する。それぞれのサイクルは、学修成果、能力、第1・第2サイクルにて得た資格をあらわす単位数を、一般的に記述しなければならない。
2. 学習年数を重視する学位制度から、単位数とそれに関する学習期間に基づく学位制度への移行
3. 学生へ教えることから、学生を中心とするシステムへの移行
4. 内容を詰め込むことから、学修成果を重視するシステムへの移行

○現在の状況

1. 5,600以上の機関と31,000,000人以上の学生が関係している。
2. 50%以上の学生が、既に「ボローニャ・プロセス」以後の制度により学習している。

○関係者等

1. 「ボローニャ宣言」に署名した、各国の教育担当大臣
2. 大学の代表者をはじめとする、教育に関係する諸機関、及び学生

○その他

ボローニャ・フォローアップ・グループが、「ボローニャ宣言」の 10 項目について、さらに審議するため、及び「ボローニャ宣言」の履行状況をサポートするため、定期的な会合を持っている。

また、政府レベルの会議が 2 年ごとに開かれ、最新の履行状況を評価し、方針を決定している。方針は総意により決定される。

末筆になりますが、今回、NAFSA 出張を許可して頂いた学務部長、教務課長をはじめとする関係者の方々、研究協力課 OFIAS スタッフの方々、NAFSA でご一緒させていただいた岡田准教授、元井専門職員、佐藤リエゾンオフィサーに心より感謝申し上げます。

【参考資料】

－ 会議等の経緯 －

1998年 ソルボンヌ宣言 フランス、パリ、ソルボンヌ大学にて

参加国：フランス、イタリア、イギリス、ドイツ

高等教育における欧州圏の構築の提言

1999年 ボローニャ宣言

署名国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス 計29ヶ国

2001年 プラハ会議

新規参加国：クロアチア、キプロス、リヒテンシュタイン、トルコ

高等教育における欧州圏に、社会的側面を視野に入れる。

2003年 ベルリン会議

新規参加国：アルバニア、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ローマ法王庁、ロシア、セルビア・モンテネグロ、マケドニア

高等教育における欧州圏に、博士課程を視野に入れる。

2005年 ベルゲン会議

新規参加国：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、モルドバ、ウクライナ

ヨーロッパ基準による教育の質の保証の同意

2006年

新規参加国：モンテネグロ（独立による）

2007年 ロンドン会議

2009年 ルーベン会議

2010年 高等教育における欧州圏の確立・開始

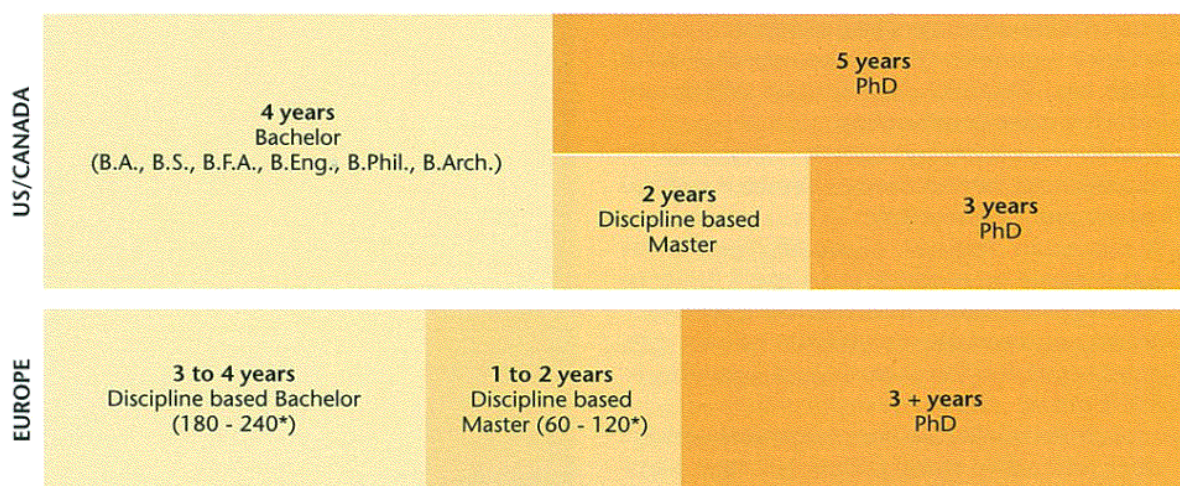
－ディプロマ・サプリメント（学位補遺）記載内容－

1. 学位取得者
 2. 資格
 3. 資格のレベル
 4. 得た内容と結果
 5. 目的、効力
 6. 追加情報
 7. 証明
 8. 授与された学位の前後の修学状況
-

－ E C T S の単位の原則－

1. 60ECTS 単位を、1 年間の学習年数における標準量とする。
2. 1 年間の標準量の合計は、1,200 ～ 1,800 時間とする。（講義やセミナーの参加、自習時間、プロジェクトや試験の準備時間も含めて。）
3. 単位は、達成された成果の適切な評価と、必要な作業が完了したかどうかに基づいてのみ、得ることができるものである。

Average Timeline of the Three Cycle System in Europe vs. US/Canada (full-time student)



* ECTS credits

There is no discrimination between countries that have a different elementary and secondary school education length. Whether compulsory education lasts eleven, twelve or thirteen years, it is considered as providing the general education necessary to follow a university programme, which in Europe is discipline-based.

－ 2010年までに、高等教育における欧州圏を構築する10の行動計画－

1. 簡単に把握でき、比較できる学位制度の採用
 2. 原則として2サイクル制度の採用
 3. 単位互換制度の制定
 4. 人（学生、教員等）の移動性の促進
 5. 教育の質の保証のため、協力体制の構築
 6. 高等教育におけるヨーロッパ・ディメンション（ヨーロッパ的な次元）の促進
 7. 生涯教育の推進
 8. 高等教育関係施設や学生を対象として含めること
 9. 高等教育における欧州圏の魅力を推進すること
 10. 高等教育における欧州圏と、研究分野における欧州圏の共同による博士課程の制定
-

